小規模個人再生による再生計画不認可

平成２７年（再イ）第１号

札幌市中央区南５条西10丁目1013番地11　ヒルトンドレス三井南５条Ⅰ305号

再生債務者　今泉　太一

1　主文　本件再生計画を認可しない。

2　理由の要旨　平成27年５月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項２号に定める事由がある。

平成27年５月14日

札幌地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第４２号

大阪府枚方市招提大谷３丁目43番33号

再生債務者　北野　光一

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成27年５月13日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第１０号

大阪府吹田市古江台５丁目３番19―106号

再生債務者　森　　和男

1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年６月10日まで

4　一般異議申述期間　平成27年６月15日から平成27年６月29日まで

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１００７２号

東京都大田区南馬込２―１―９

再生債務者　小池　圭介

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月７日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年５月27日まで

平成27年５月13日

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１００１３号

東京都八王子市七国５丁目25番１号

再生債務者　多田　秀行

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年５月11日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年６月４日まで

平成27年５月14日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１００６２号

東京都足立区谷在家３―２―15―502

再生債務者　萩原　　馨

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年４月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月13日

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第８号

新潟市中央区女池６丁目14番20号

再生債務者　丸山　貴昭

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年４月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月14日　　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（再ロ）第１号

福島県二本松市西新殿字太郎田212、住民票上の住所京都市伏見区深草馬谷町26番地５

再生債務者　髙山　明宏

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年５月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月14日　　福島地方裁判所

平成２７年（再ロ）第１号

名古屋市天白区梅が丘３丁目215番地

再生債務者　野村賢治こと　徐　　賢治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年５月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月13日

名古屋地方裁判所民事第２部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。

平成27年５月22日　　長崎県教育委員会

1　氏名　松尾　達也、本籍地　長崎県

小学校教諭一級普通免許状

免許状の番号　昭62小一普第153号

授与年月日　昭和63年３月25日

授与権者　長崎県教育委員会

2　失効年月日　平成27年５月１日

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年七月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十日

掲載頁　九十四頁（号外第一三八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月十九日

掲載頁　五十八頁（号外第一三七号）

平成二十七年五月二十一日

仙台市青葉区本町二丁目五番一号

（甲）東北用地株式会社

代表取締役　三浦　　宏

仙台市青葉区一番町三丁目七番一号

（乙）株式会社東北電広社

代表取締役　佐藤　和雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十日

掲載頁　九十四頁（号外第一三八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月十九日

掲載頁　五十八頁（号外第一三七号）

平成二十七年五月二十一日

仙台市青葉区本町二丁目五番一号

（甲）東北用地株式会社

代表取締役　三浦　　宏

仙台市青葉区一番町三丁目七番一号

（乙）株式会社東北電広社

代表取締役　佐藤　和雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年七月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年五月二十二日

仙台市青葉区愛子中央五丁目八番二五号

（甲）株式会社セイザン

代表取締役　渡邊　　勝

仙台市青葉区愛子中央五丁目八番二五号

（乙）有限会社上愛子グリーン企画

代表取締役　渡邊　　勝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散することを決定いたしました。

効力発生日は平成二十七年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の発行済株式の全部を保有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に、その旨をお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年四月十日

掲載頁　八十二頁（号外第八十三号）

平成二十七年五月二十二日

東京都品川区東品川四丁目一二番三号

（甲）楽天株式会社

代表取締役会長兼社長　三木谷浩史

東京都品川区東品川四丁目一二番三号

（乙）株式会社ファイントレーディング

代表取締役社長　高橋　理人